宮城県地域防災計画 **［地震災害対策編］** 新旧対照表

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
※防災基本計画の修正を踏まえ、宮城県地域防災計画地震災害対策編における「防ぎょ」の表記は、全て「防御」と修正します。個別に新旧対照表は作成しませんが、今回の他の修正に関わる箇所については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。（なお、風水害等災害対策編も同様です。津波災害対策編は「防ぎょ」の記載なし。） ※防災庁の設置を踏まえ、宮城県地域防災計画地震災害対策編における「内閣府」の一部の表記を「防災庁」と修正します。個別に新旧対照表は作成しませんが、今回の他の修正に関わる箇所については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。（なお、津波災害等対策編も同様です。風水害等災害対策編は「内閣府」の記載なし。） ※表の最左列に記載の頁数は、修正前の計画における頁数を示します。			
	第１章　総　則	**第１章　総　則**	
1	第１節　計画の目的と構成 （略） 第１　計画の目的 （略） また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第５条第２項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。 なお、法第３条の規定により、本県『全域』が推進地域に指定されている。【平成18年４月３日内閣府告示第58号】	第１節　計画の目的と構成 （略） 第１　計画の目的 （略） また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を第５章に位置付ける。	➢　推進計画の内容整理（第５章に移動する）
3	第２・第３　（略） 第４　計画の構成 １　本計画は、本編と資料編で構成する。 ２　本編の構成は、次のとおりとする。 （略） （新設）	第２・第３　（略） 第４　計画の構成 １　本計画は、本編と資料編で構成する。 ２　本編の構成は、次のとおりとする。 （略） 第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	➢　推進計画の内容整理に伴う章の追加

宮城県地域防災計画 **［地震災害対策編］** 新旧対照表

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
5	第５　基本方針 １～10　（略） 11　多様な主体の参画による防災体制の確立 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。	第５　基本方針 １～10　（略） 11　多様な主体の参画による防災体制の確立 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命、地域における意見の聴取など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性やこども・若者、高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。	➢　防災基本計画の修正
6	（新設）	13　国民保護措置を踏まえた取組 国際社会の時代を画する変化を踏まえ、防災に関する各種ソフト施策について、国民保護に関する取組も対象とするなど、武力攻撃事態等と自然災害等の双方を想定した避難施設のデュアルユースを推進する環境整備に取り組む必要がある。	➢　防災基本計画の修正
12	第２節　各機関の役割と業務大綱 第１～第３　（略） 第４　防災機関の業務大 【指定地方行政機関】 東北農政局：（４）　土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 （略）	第２節　各機関の役割と業務大綱 第１～第３　（略） 第４　防災機関の業務大綱 【指定地方行政機関】 東北農政局：（４）　農業災害に係る資金融資に関すること。 （略）	➢　表現の適正化
14	東北地方環境事務所： （１）　所管施設等の避難場所等としての利用 （２）　緊急環境モニタリングの実施・支援 （３）　大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 （４）　災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 （５）　家庭動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施 （略）	東北環境局： （１）　災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 （２）　家庭動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援を実施 （３）　緊急環境モニタリングの実施・支援 （４）　大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 （５）　所管施設等の避難場所等としての利用 （略）	➢　名称変更 ➢　業務の優先順位による順番入れ替え

宮城県地域防災計画 **［地震災害対策編］** 新旧対照表

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
15	【指定公共機関】 東日本旅客鉄道株式会社東北本部　（略）	【指定公共機関】 東日本旅客鉄道株式会社仙台事業本部　（略）	➢ 名称の変更
17	一般社団法人宮城県歯科医師会 （1）避難所等における歯科医療救護活動 （2）行方不明者の身元確認	一般社団法人宮城県歯科医師会 （1）救護所及び避難所等における歯科医療救護活動・歯科保健活動 （2）行方不明者の身元確認	➢ 表現の適正化
21	第３節　県の概況 第１　（略） 第２　地勢 １～６　（略） ７　交通 （1）・（2）　（略） （3）　空港 仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。 令和７年７月現在、国内定期便は８都市（札幌、新潟、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は海外７都市（ソウル、大連、北京、上海、台北、高雄、香港）への路線が開設されている。	第３節　県の概況 第１　（略） 第２　地勢 １～６　（略） ７　交通 （1）・（2）　（略） （3）　空港 仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。 令和８年７月現在、国内定期便は７都市（札幌、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は海外８都市（ソウル、大連、北京、上海、台北、高雄、香港、バンコク）への路線が開設されている。	➢ 時点修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（令和7年11月）</th><th>修正後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>第２章　災害予防対策</td><td>第２章　災害予防対策</td><td></td></tr>
<tr><td>55</td><td>第３節　地盤にかかる施設等の災害対策
第１　（略）
第２　土砂災害防止対策の推進
１　（略）
２　土砂災害防止対策の推進
（略）
（１）　（略）
（２）　土砂災害防止のための啓発活動
（略）
ア・イ　（略）
ウ　土砂災害対策推進連絡会
関係行政機関からなる推進連絡会をつくり、土砂災害対策に関する危険箇所や土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害に対する防災対策、警戒避難体制の検討等を行う
その構成委員については、下表のとおりである。
（略）
<table><tr><td>委員</td><td>東日本旅客鉄道（株）東北本部仙台土木設備技術センター所長</td></tr></table></td><td>第３節　地盤にかかる施設等の災害対策
第１　（略）
第２　土砂災害防止対策の推進
１　（略）
２　土砂災害防止対策の推進
（略）
（１）　（略）
（２）　土砂災害防止のための啓発活動
（略）
ア・イ　（略）
ウ　土砂災害対策推進連絡会
関係行政機関からなる推進連絡会をつくり、土砂災害対策に関する危険箇所や土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害に対する防災対策、警戒避難体制の検討等を行う
その構成委員については、下表のとおりである。
（略）
<table><tr><td>委員</td><td>東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部設備部長</td></tr></table></td><td>➢　名称の変更</td></tr>
<tr><td>62</td><td>第９　宅地造成　規制
県及び仙台市は、宅地造成　工事について都市計画法及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく技術基準を適用し許可と完了検査を行って災害の防止を図る。仙台市はその一部に適用されている宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事について宅地災害の防止のためにパトロール等を行い、危険宅地の発見や宅地等の災害防止に努める。この際特に、宅地造成に伴う災害の防止のため必要があると認める場合には、擁壁の改善、宅地保全について仙台市がその所有者に対し勧告するなどして、宅地の災害防止に万全を期す。
規制区域
<table><tr><th>法律名</th><th>規制区域</th></tr><tr><td>都市計画法</td><td>県全域</td></tr><tr><td>宅地造成及び特定盛土等規制法</td><td>仙台市の一部（13、162ha）</td></tr></table></td><td>第９　宅地造成及び特定盛土等規制
県等　は、宅地造成及び特定盛土等の工事について都市計画法及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく技術基準を適用し許可等を行って盛土等に伴う災害の防止を図る。
規制区域
<table><tr><th>法律名</th><th>規制区域等</th></tr><tr><td>都市計画法</td><td>県全域</td></tr><tr><td>宅地造成及び特定盛土等規制法</td><td>県全域</td></tr></table></td><td>➢　盛土規制法に基づく区域指定に伴う修正</td></tr>
</table>

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
65	第12　盛土等による災害防止 県及び市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。 県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和２年４月１日施行）に基づき、各種法令が適用されない3,000㎡以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導、監視パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努める。	第12　盛土等による災害防止 県等は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令等の行政処分など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。	➢　盛土規制法に基づく区域指定に伴う修正
67	第４節　海岸保全施設等の整備 第１～第４　（略） 第５　農業用施設 県及び市町村等は、農業用用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。 （略）	第４節　海岸保全施設等の整備 第１～第４　（略） 第５　農業用施設 県及び市町村等は、農業用用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施する。また、施設（用途廃止施設を含む。）が被災し、その他調査の結果により、二次災害が発生するおそれがあると判断された場合は、速やかに対策を行い、災害発生の防止を図る。 （略）	➢　実態に合わせた修正
68	第５節　交通施設の災害対策 〈主な実施機関〉 （略）、東日本旅客鉄道（株）東北本部	第５節　交通施設の災害対策 〈主な実施機関〉 （略）、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部	➢　名称変更

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
75	第７節　建築物等の耐震化対策 第１・第２　（略） 第３　一般建築物 １　既存の建築物の耐震改修の促進 （１）　所管行政庁は、耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物（昭和56年５月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物）について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年10月27日公布、同年12月25日施行）に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。	第７節　建築物等の耐震化対策 第１・第２　（略） 第３　一般建築物 １　既存の建築物の耐震改修の促進 （１）　所管行政庁は、耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年10月27日公布、同年12月25日施行）に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。	➢　宮城県耐震改修促進計画の改訂に伴う削除
77	第８　高層建築物における安全対策 １　エレベーターの閉じ込め防止対策の推進 高層建築物の所有者等は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。	第８　高層建築物における安全対策 １　エレベーターの閉じ込め防止対策の推進 地方公共団体は、地震時管制運転装置の設置、関係事業者における閉じ込め者の早期救出体制の整備、施設管理者によるエレベーター内への防災備蓄品の配置を促進するなどによりエレベーターの安全対策を推進するものとする。 高層建築物の所有者等は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。	➢　防災基本計画の修正
86	第８節　ライフライン施設等の予防対策 第１～第８　（略） 第９　廃棄物処理施設 １～３　（略） ４　処理体制の整備 県、市町村及び関係機関は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を 策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物 の処理体制の確立を図る。	第８節　ライフライン施設等の予防対策 第１～第８　（略） 第９　廃棄物処理施設 １～３　（略） ４　処理体制の整備 県及び市町村は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を 策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物 の処理体制の確立を図る。	➢　表現の適正化

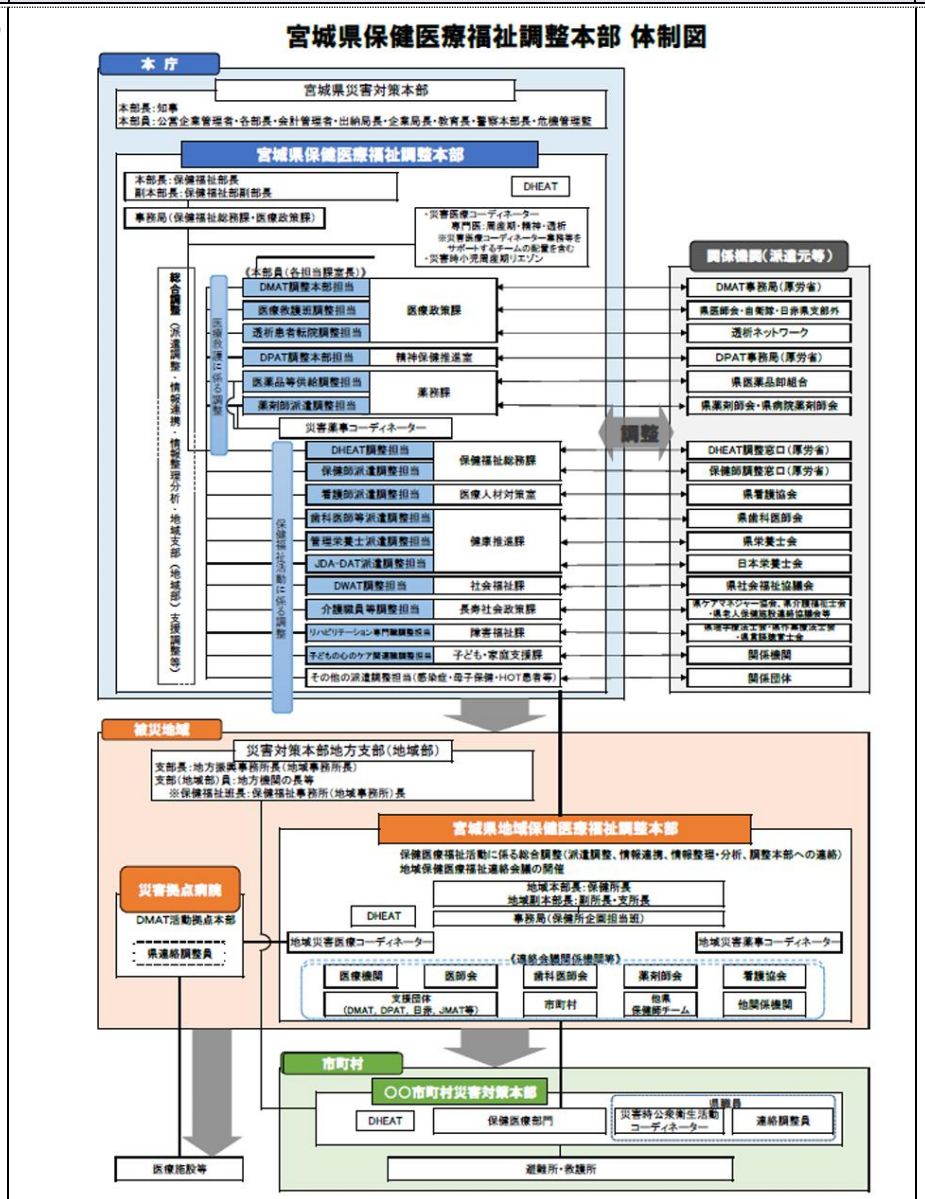
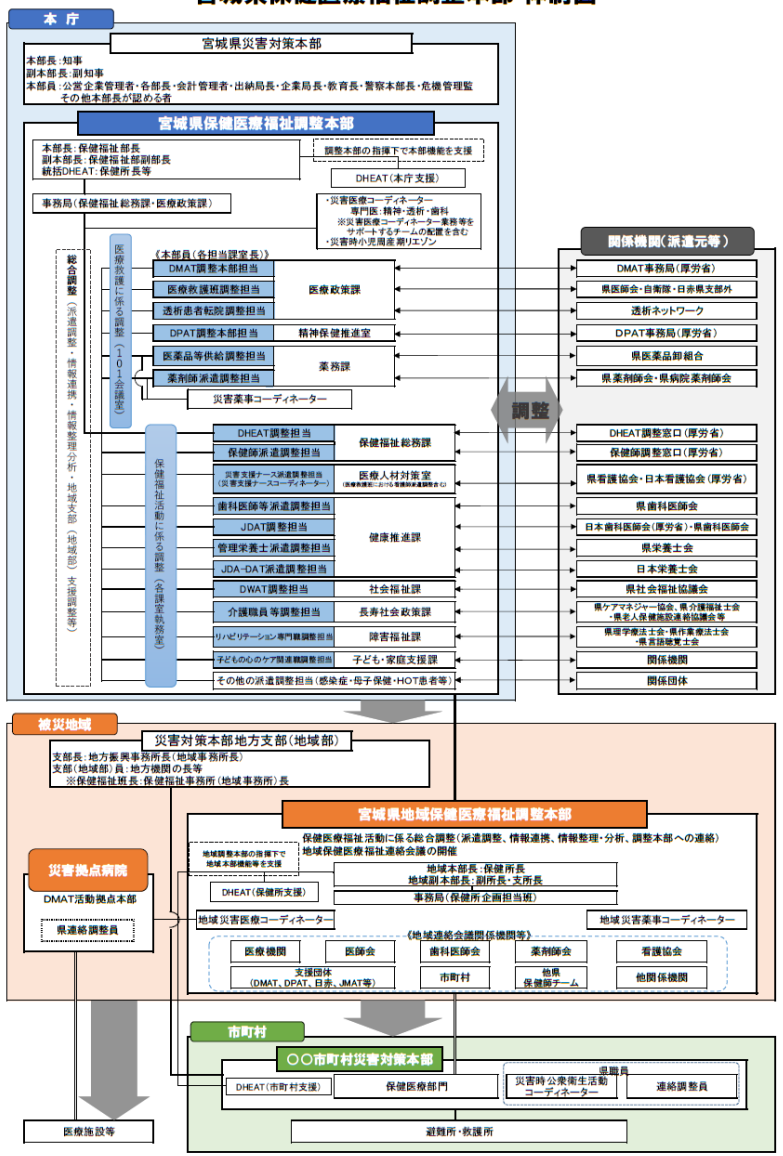
頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
94	第10節　防災知識の普及 第１　（略） 第２　防災知識の普及、徹底 ２　住民等への防災知識の普及 （１）～（４）　（略） （５）　要配慮者及び観光客等への配慮 ア　要配慮者への配慮 県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等 に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。	第10節　防災知識の普及 第１　（略） 第２　防災知識の普及、徹底 ２　住民等への防災知識の普及 （１）～（４）　（略） （５）　要配慮者及び観光客等への配慮 ア　要配慮者への配慮 県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い、並びにこども・若者（特に里親委託児、虐待被害経験者、発達障害等の特性をもつこども、外国人のこども、被災により孤立したこども等、声を聴かれにくい環境にあるこども・若者）の個別の状況や特有のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。	➢　取組の拡充
99	第11節　地震防災訓練の実施 第１　（略） 第２　防災訓練の実施とフィードバック １　定期的な実施 県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、住民に対し、とるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。 （略）	第11節　地震防災訓練の実施 第１　（略） 第２　防災訓練の実施とフィードバック １　定期的な実施 地方公共団体等は、その実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。 県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、住民に対し、とるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。	➢　防災基本計画の修正

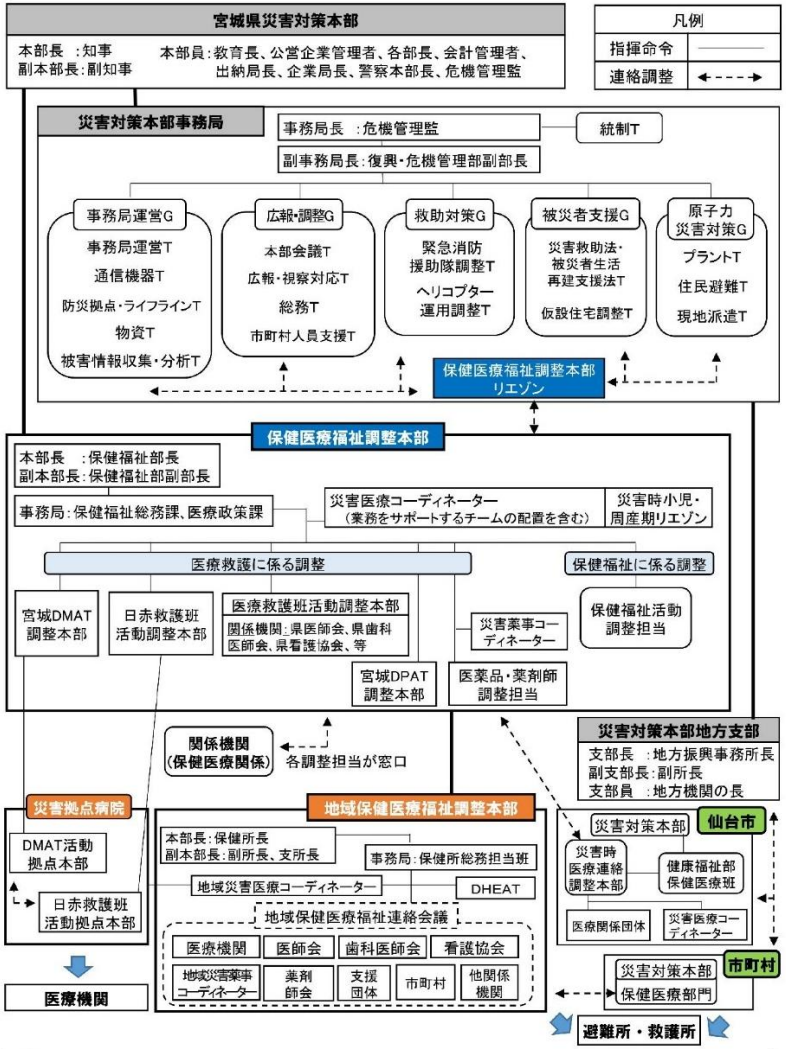
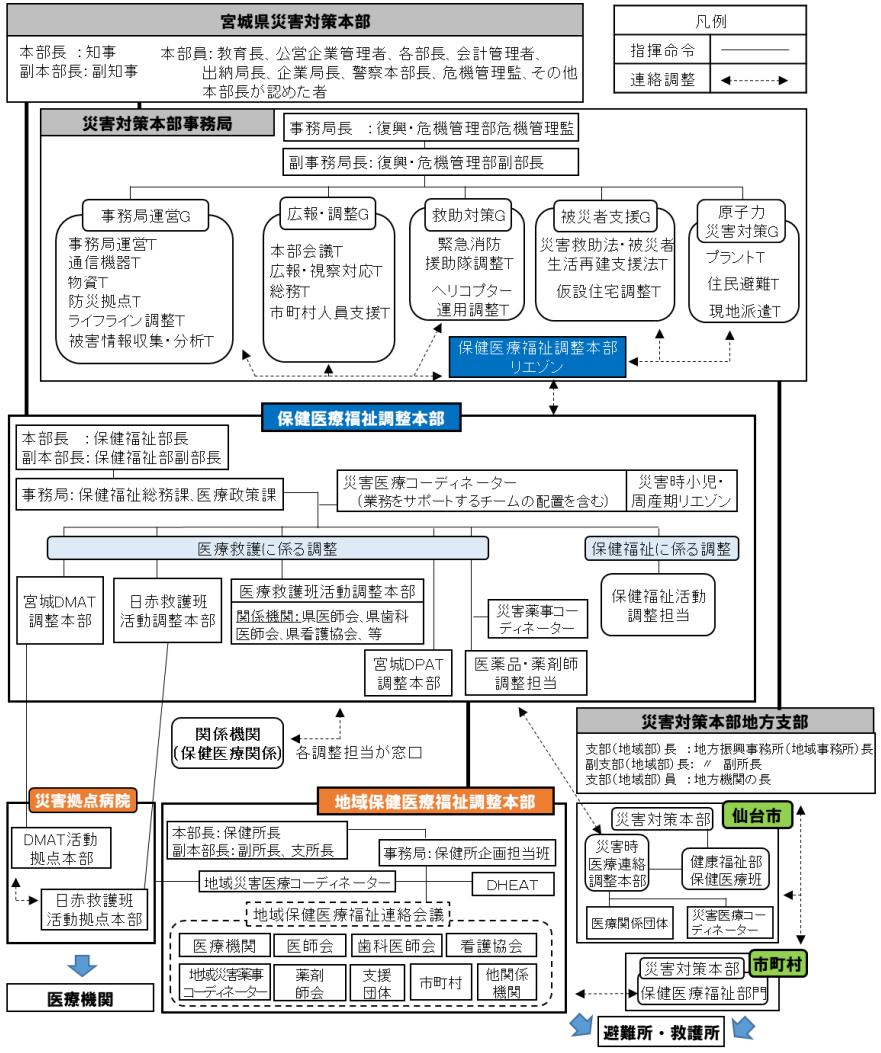
頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
102	第８　学校等の防災訓練 １～３　（略） ４　学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市町村は学校等と連携して避難 所運営訓練を実施する。	第８　学校等の防災訓練 １～３　（略） ４　学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市町村は学校等と連携して避難 所運営訓練を実施する。この際、訓練項目に「こどもの居場所（キッズスペース・学習スペース等）の設置・レイアウトの検証」や、こどもから意見を聴き取り避難所運営に反映する「模擬的な意見聴取（アンケート、投書箱の設置等）及びこども向けの情報提供」に関する実践的訓練を盛り込むとともに、訓練結果を計画やマニュアルの改善にフィードバックする。	➢　取組の拡充
104	第12節　地域における防災体制 第１・第２　（略） 第３　自主防災組織の育成・指導 １　県の役割 （１）・（２）　（略） （３）　市町村及び関係機関と協力し各種普及啓発事業を通して自主防災の重要性を県民に呼び かけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。	第12節　地域における防災体制 第１・第２　（略） 第３　自主防災組織の育成・指導 １　県の役割 （１）・（２）　（略） （３）　市町村及び関係機関と協力し各種普及啓発事業を通して自主防災の重要性を県民に呼び かけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性やこども・若者の参加の促進に努める。	➢　防災基本計画の修正
105	２　市町村の役割 （１）　（略） （２）　市町村は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。	２　市町村の役割 （１）　（略） （２）　市町村は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性やこども・若者の参画の促進に努め、若者リーダーの育成（消防団や地域防災に取り組む若者、大学生・高校生等の自主的ボランティアのリーダー候補化）に努める。	➢　防災基本計画の修正
112	第16節　情報通信網の整備 第１　（略）） 第２　県における災害通信網の整備 １・２　（略）） ３　県防災行政無線の整備拡充 （１）（略） （２）　衛星系通信網の映像設備においては、高品質・大容量な第３世代ネットワーク設備を早期に整備し、併せて関連する地上系・有線系の充実・強化を図る。	第16節　情報通信網の整備 第１　（略）） 第２　県における災害通信網の整備 １・２　（略）） ３　県防災行政無線の整備拡充 （１）（略） （２）　衛星系通信網の映像設備においては、第３世代ネットワーク設備を整備し、併せて関連する地上系・有線系を運用する。	➢　事業進捗に伴う修正

宮城県地域防災計画 **［地震災害対策編］** 新旧対照表

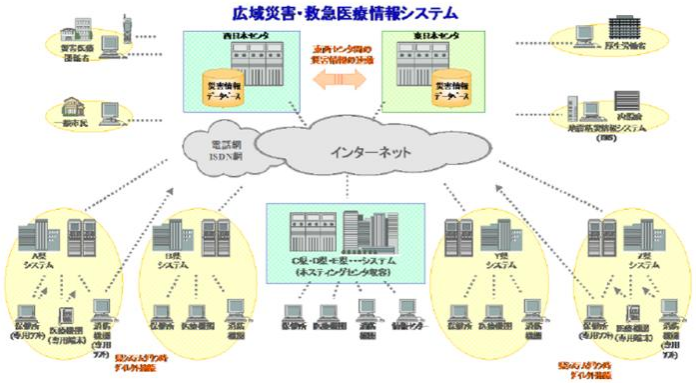
頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
119	5　総合防災情報システムの機能拡充 （略） （1）　仙台管区気象台から受信した気象警報等は、地域衛星通信ネットワークを活用して市町村や消防本部等の防災関係機関に自動配信する。 （略）	5　総合防災情報システムの機能拡充 （略） （1）　仙台管区気象台から受信した気象警報等は、防災行政無線等のネットワークを活用して市町村や消防本部等の防災関係機関に自動配信する。 （略）	➢ 事業進捗に伴う修正
122	12　地域住民等に対する通信手段の整備 （1）　（略） （2）　情報伝達手段の確保 県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Ｌアラート（災害情報 共有システム）を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ（ＣＡＴＶ）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。	12　地域住民等に対する通信手段の整備 （1）　（略） （2）　情報伝達手段の確保 県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Ｌアラート（災害情報 共有システム）を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ（ＣＡＴＶ）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、アプリケーション、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。	➢ 情報伝達手段の多様化
124	第３　市町村における災害通信網の整備 １～４　（略） ５　地域住民等に対する通信手段の整備 （1）　（略） （2）　情報伝達手段の確保 （略） なお、市町村防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。	第３　市町村における災害通信網の整備 １～４　（略） ５　地域住民等に対する通信手段の整備 （1）　（略） （2）　情報伝達手段の確保 （略） なお、市町村防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。また、Ｌアラート（災害情報共有システム）に関しては、災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努める。	➢ 防災基本計画の修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（令和7年11月）</th><th>修正後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>130</td><td>第17節　職員の配備体制
第１　（略）
第２　県の配備体制
１　災害対策本部
（１）　（略）
（２）　指揮命令系統
知事が災害対策本部長として指揮を執れない場合、副知事、復興・危機管理部長の順に指揮を執る。各地方支部又は地域部において地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長が＿＿＿＿＿指揮を執れない場合、副所長がこれに代わる。以下の順位については、各地方支部又は地域部毎に別途定める。
（３）　（略）</td><td>第17節　職員の配備体制
第１　（略）
第２　県の配備体制
１　災害対策本部
（１）　（略）
（２）　指揮命令系統
知事が災害対策本部長として指揮を執れない場合、副知事、復興・危機管理部長の順に指揮を執る。各地方支部又は地域部において地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長が支部長として指揮を執れない場合、副所長がこれに代わる。以下の順位については、各地方支部又は地域部毎に別途定める。
（３）　（略）</td><td>➢　災害対策本部要綱の改正</td></tr>
<tr><td>131</td><td>（４）　本部の運営
ア～ウ　（略）
エ　現地災害対策本部
知事は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、県災害対策本部＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に現地災害対策本部を設置し、災害地にあって当該災害対策本部の事務の一部を行う。</td><td>（４）　本部の運営
ア～ウ　（略）
エ　現地災害対策本部
知事は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、当該地域を所管する支部等又は当該災害現場等に現地災害対策本部を設置し、災害地にあって当該災害対策本部の事務の一部を行う。</td><td>➢　災害対策本部要綱の改正</td></tr>
<tr><td>148</td><td>第20節　医療救護体制・福祉支援体制の整備
第１　（略）
第２　医療救護体制の整備
１　県の役割
（１）　保健医療福祉活動に関する調整組織の設置
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>設置・出務場所</th><th>業務内容</th></tr>
<tr><td>保健医療福祉調整本部</td><td>１０１会議室（原則）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
150			➢ 図の更新

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
151			➢ 図の更新

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
152	（2）　保健医療福祉調整本部 ア・イ　（略） ウ　保健医療福祉調整本部の本部員は、次の業務を行う。 （ア）　（略） （新設）	（2）　保健医療福祉調整本部 ア・イ　（略） ウ　保健医療福祉調整本部の本部員は、次の業務を行う。 （ア）　（略） （イ）　保健医療福祉活動に必要な物資支援の調整	➢ 防災基本計画の修正
152	（新設）	（ウ）　傷病者の搬送調整	➢ 防災基本計画の修正
152	（イ）　保健医療福祉活動に関する情報連携 （ウ）　保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析 （エ）　地域保健医療福祉調整本部の支援及び調整 （オ）　その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項	（エ）　保健医療福祉活動に関する情報連携 （オ）　保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析 （カ）　地域保健医療福祉調整本部の支援及び調整 （キ）　その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項	➢ 号ずれ
155	（5）　宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部 ア　DMATの派遣を要請した場合には、保健医療福祉調整本部内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。 イ　宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から保健医療福祉調整本部長が任命する。 ウ　被災地域の災害拠点病院に、DMAT活動拠点本部を設置し、宮城県DMAT調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動するDMATを指揮する。 エ　DMAT活動拠点本部の責任者は、当該地域で活動する統括DMAT登録者の中から宮城県DMAT調整本部の責任者が任命する。 オ　宮城県DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、県内でDMATの活動が行われる間設置する。 （6）　（略）	（5）　宮城　DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部 ア　DMATの派遣を要請した場合には、保健医療福祉調整本部内に宮城　DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。 イ　宮城　DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から保健医療福祉調整本部長が任命する。 ウ　被災地域の災害拠点病院に、DMAT活動拠点本部を設置し、宮城　DMAT調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動するDMATを指揮する。 エ　DMAT活動拠点本部の責任者は、当該地域で活動する統括DMAT登録者の中から宮城　DMAT調整本部の責任者が任命する。 オ　宮城　DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、県内でDMATの活動が行われる間設置する。 （6）　（略）	➢ 大規模災害時医療救護活動マニュアルの記載と統一
156	（7）　救急患者等の搬送体制の確保 ア～ウ　（略） エ　SCUにDMAT・SCU本部を設置し、宮城県DMAT調整本部の指揮・調整のもと、SCUで活動するDMATを指揮する。 オ　DMAT・SCU本部の責任者は、SCUで活動する統括DMAT登録者の中から宮城県DMAT調整本部の責任者が任命する。	（7）　救急患者等の搬送体制の確保 ア～ウ　（略） エ　SCUにDMAT・SCU本部を設置し、宮城　DMAT調整本部の指揮・調整のもと、SCUで活動するDMATを指揮する。 オ　DMAT・SCU本部の責任者は、SCUで活動する統括DMAT登録者の中から宮城　DMAT調整本部の責任者が任命する。	➢ 大規模災害時医療救護活動マニュアルの記載と統一

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
160	第20節　医療救護体制・福祉支援体制の整備 第１・第２　（略） 第３　医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 １・２　（略） ３　研修・訓練の実施 （略） **○広域災害・救急医療情報システム全体図**  	第20節　医療救護体制・福祉支援体制の整備 第１・第２　（略） 第３　医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 １・２　（略） ３　研修・訓練の実施 （略） （図の削除）	➢　新システムへの移行に伴い削除
160	県は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等＿＿＿により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。	県は、国〔厚生労働省〕の技術的助言等の支援を受けつつ、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議を開催するなどにより、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。	➢　防災基本計画の修正
176	第23節　避難対策 第１・第２　（略） 第３　指定緊急避難場所の確保 １　市町村の対応 （１）～（５）　（略） （６）　指定緊急避難場所の指定基準等＿＿＿ 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
176	ア　管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。 イ　構造条件：当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。 　また、上記基準のほか、次の条件に留意する。 ウ　要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。 エ　火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。	（削除） （削除） ア　要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。 イ　火災による輻射熱の危険性がない場所であること。	➢　現行制度と整合を取るため記載の整理。 ➢　表現の適正化
176	（新設） オ　津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。 カ　地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であること。 キ　臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。 ク　対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。 ケ　夜間照明及び情報機器等を備えていること。 コ　建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。 サ　指定緊急避難場所及びその近辺で、２日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。 シ　被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。 ス　積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。	ウ　指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。 エ　津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。 オ　地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であるよう配慮する。 カ　臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であることが望ましい。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。 キ　対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保するよう配慮する。 （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）	➢　防災基本計画と整合を取るため追記 ➢　号ずれ ➢　留意事項であることから体裁の修正 ➢　現行のケ～スは、（７）に移動

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
176	（新設）	（7） 指定緊急避難場所の機能等の整備 指定緊急避難場所の機能や環境整備にあたっては、下記の条件に留意する。 ア 夜間照明及び情報機器等の整備に努めるものとする。 イ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。 ウ 指定緊急避難場所及びその近辺で、２日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。	➢ 記載の整理のため項目を新設。 ➢ 項目新設に伴う各号の移動
176	（新設）	エ 指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。	➢ 防災基本計画の修正
176	（新設）	オ 民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるものとする。	➢ 各号の移動
176	（新設）	カ 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。	➢ 各号の移動
176	（新設） （新設）	キ 発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努めるものとする。 ク 指定緊急避難場所の整備にあたっては、高齢者や障害者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。	➢ 防災基本計画の修正
176	（新設）	ケ 積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。	➢ 各号の移動
177	２ 県の対応 県は、市町村で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。 この場合、上記１（６）の指定基準等のほか＿＿＿＿＿＿、道路交通の利便性にも留意する。	２ 県の対応 県は、市町村で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。 この場合、上記１（６）の指定基準等のほか、（７）の機能等、道路交通の利便性にも留意する。	➢ 項目新設に伴う追記

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
178	第５　避難路等の整備 １・２　（略） ３　避難誘導標識等の設置 （１）　避難誘導標識等の整備 （略）避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格　に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。	第５　避難路等の整備 １・２　（略） ３　避難誘導標識等の設置 （１）　避難誘導標識等の整備 （略）避難誘導標識を設置する際には、日本産業規格（ＪＩＳ）に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。	➢　名称変更
179	第７　避難行動要支援者の支援方策 １～３　（略） ４　在宅者対応 （１）　情報共有及び避難支援計画の策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。 （２）　（略）	第７　避難行動要支援者の支援方策 １～３　（略） ４　在宅者対応 （１）　情報共有及び個別避難計画の作成 市町村は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、個別避難計画の作成等に努める。 （２）　（略）	➢　用語の整理
179	（３）　在宅人工呼吸器使用者への対応 県は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、市町村における情報の把握、及び災害時個別支援計画の策定　を支援するなど、対策強化を図る。	（３）　在宅人工呼吸器使用者への対応 県は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、市町村における情報の把握、及び災害時個別避難計画の作成等を支援するなど、対策強化を図る。	➢　用語の整理
180	５　外国人等への対応 （略） （１）　（略） （２）　指定緊急避難場所や避難誘導標識等について、日本工業規格（ＪＩＳ）に沿ったピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的な表示方法を整備するとともに、多言語化を推進する。	５　外国人等への対応 （略） （１）　（略） （２）　指定緊急避難場所や避難誘導標識等について、日本産業規格（ＪＩＳ）に沿ったピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的な表示方法を整備するとともに、多言語化を推進する。	➢　名称変更

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
181	第９　教育機関における対応 １　（略） ２　連絡・連携体制の構築 市町村は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。	第９　教育機関における対応 １　（略） ２　連絡・連携体制の構築 市町村は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。あわせて、平時からこども・子育て主管部署、教育委員会、危機管理・防災担当部署が情報共有と緊密な連携体制（非常時優先業務の整理、個人情報の取り扱い、民間支援団体との調整窓口等）を構築し、非常時にこどもの居場所設置や意見反映が迅速かつ円滑に機能するよう、マニュアルやガイドラインの整備に努める。	➢　取組の拡充
181	第10　避難計画の作成 １　市町村の対応 （略） なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和３年５月改定）を参考とする。	第10　避難計画の作成 １　市町村の対応 （略） なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考とする。	➢　削除
183	第24節　避難受入れ対策 第１　（略） 第２　避難所の確保 １　指定避難所の指定と周知 （略） この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。 なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。	第24節　避難受入れ対策 第１　（略） 第２　避難所の確保 １　指定避難所の指定と周知 （略） 指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。 なお、県及び市町村は、指定避難所について、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用することを想定するものとする。	➢　４に移動 ➢　防災基本計画の修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
184	4　指定避難所の指定基準 （1）　規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 （2）　構造条件：速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 （3）　立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 （4）　交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。	4　指定避難所の指定基準 (削除) (削除) (削除) (削除) 地震を対象とする指定避難所の指定にあたっては、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則に示される指定基準に適合するもので、原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。	➢　現行制度と整合を取るため記載の整理
188	第３　避難の長期化対策 １　（略） ２　生活環境の確保 県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の多言語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。	第３　避難の長期化対策 １　（略） ２　生活環境の確保 県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の多言語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。特に、指定避難所等の運営においては、キッズスペースや学習スペースなど、こども・若者の安心・安全な居場所（こどもにやさしい空間）の確保に努め、避難所の開設・レイアウト想定時からあらかじめこれらの設置スペースを計画に組み込む。	➢　防災基本計画の修正
189	第６　帰宅困難者対策 １～４　（略） ５　避難対策 （1）　マニュアルの作成 県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。	第６　帰宅困難者対策 １～４　（略） ５　避難対策 （1）　マニュアルの作成 県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。その際、武力攻撃事態等との避難施設のデュアルユースの推進を図るものとする。	➢　防災基本計画の修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
194	第25節　食料、飲料水及び生活物資の確保 第１～第３　（略） 第４　食料及び生活物資等の備蓄 １～５　（略） （新設）	第25節　食料、飲料水及び生活物資の確保 第１～第３　（略） 第４　食料及び生活物資等の備蓄 １～５　（略） ６　国民保護措置を踏まえた備蓄 県及び市町村は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、備蓄に取り組むものとする。	➢　防災基本計画の修正
195	第５　食料及び生活物資等の調達体制 １　食料の調達 （１）～（３）　（略） （４）　国・他都道府県からの調達 ア　（略） イ　他都道府県との応援協定 （略） （ア）　全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会）	第５　食料及び生活物資等の調達体制 １　食料の調達 （１）～（３）　（略） （４）　国・他都道府県からの調達 ア　（略） イ　他都道府県との応援協定 （略） （ア）　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）	➢　正式名称への修正
205	第26節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第１　（略） 第２　高齢者、障害者等への支援対策 １～３　（略） ４　福祉サービスの継続と関係機関の連携 （１）　福祉施設等受入れ先の確保に関する協定 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。	第26節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第１　（略） 第２　高齢者、障害者等への支援対策 １～３　（略） ４　福祉サービスの継続と関係機関の連携 （１）　福祉施設等受入れ先の確保に関する協定 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。	➢　防災基本計画の修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
206	第３　外国人への支援対策 １～９　（略） 10　県及び市町村は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。	第３　外国人への支援対策 １～９　（略） 10　県及び市町村は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人（外国人のこどもを含む）に配慮した支援に努める。特に外国人のこどもに対しては、言葉の壁による社会的孤立や学校生活情報の寸断を防ぐため、写真やイラスト、ピクトグラム等を多用した視覚的情報の提供に努め、複数チャネル（紙媒体、掲示、SNS、アプリケーション等）を併用した丁寧な情報発信を行う。	➢　非常時のこども・若者の意見反映等の手引きに基づく修正
211	第28節　災害廃棄物対策 〈主な実施機関〉 （略）、東北地方環境事務所 第１　（略）	第28節　災害廃棄物対策 〈主な実施機関〉 （略）、東北環境局 第１　（略）	➢　名称変更
211	第２　処理体制 １・２　（略） ３　東北地方環境事務所の役割 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。	第２　処理体制 １・２　（略） ３　東北環境局の役割 東北環境局は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。	➢　名称変更
212	第３　主な措置内容 １　（略） ２　地震災害時における応急体制の確保 （１）・（２）　（略） （３）　地方公共団体は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。	第３　主な措置内容 １　（略） ２　地震災害時における応急体制の確保 （１）・（２）　（略） （３）　定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練に参加するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。	➢　実態に合わせた修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
	第３章　災害応急対策	**第３章　災害応急対策**	
220	第１節　情報の収集・伝達 第１～第３　（略） 第４　北海道・三陸沖後発地震注意情報 １　情報発表条件 （略） なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。	第１節　情報の収集・伝達 第１～第３　（略） 第４　北海道・三陸沖後発地震注意情報 １　情報発表条件 （略） なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表される。	➢　北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインに基づく修正
220	２　情報発表の流れ 気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～２時間程度）し、情報発表の基準を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。	２　情報発表の流れ 気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後　２時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。その後、準備が整い次第、防災庁・気象庁合同記者会見が行われる。	➢　同上
221	３　情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容 （１）　合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。 （略）	３　情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容 （１）　合同記者会見では、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の説明」が、防災庁　から　「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼び掛け」が行われる。 （略）	➢　同上
221	４　情報に関する留意事項 （１）　（略） （２）　以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。 ア　（略） イ　後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。 ウ・エ　（略） オ　先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。	４　情報に関する留意事項 （１）　（略） （２）　以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。 ア　（略） イ　後発地震の発生可能性は、先発地震の発生から　時間が経つほど低くなる。 ウ・エ　（略） オ　統計的には、先発地震を伴わずに大規模地震が突発的に発生することのほうが多く、大地震の前に必ず「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が出るものではない。	➢　同上

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
221	カ　最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型　の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さい　Mw8クラスの地震等にも備える必要がある。 キ　情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。 ク　（略）	カ　最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある内陸直下の地震や、最大クラスの地震より規模は小さいが発生確率が高い　Mw8クラスの地震等にも備える必要がある。 キ　情報発表の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。 ク　（略）	➢　同上
221	（新設）	５　情報が発表された場合の対応 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応については、第５章第５節「北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項」の定めるところよる。	➢　同上
233	第２節　災害広報活動 第１・第２　（略） 第３　県の広報 １　（略） ２　広報実施方法 情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。 また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	第２節　災害広報活動 第１・第２　（略） 第３　県の広報 １　（略） ２　広報実施方法 情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。 また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。 情報伝達に当たって、Ｌアラート（災害情報共有システム）に関しては、災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努める。	➢　防災基本計画の修正
233	（１）～（６）　（略） （７）　宮城県ホームページ、防災情報ポータル、危機管理ブログへの掲載　による広報	（１）～（６）　（略） （７）　宮城県ホームページ、防災情報ポータル、アプリケーション、ソーシャルメディアによる広報	➢　情報伝達手段の多様化

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
234	第４　市町村の広報 １　市町村の広報 （略） （１）～（21）　（略） (22)　市町村ホームページへの掲載による広報	第４　市町村の広報 １　市町村の広報 （略） （１）～（21）　（略） (削除)	➢　「２　広報実施方法」に移記
234	２　広報実施方法 あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。	２　広報実施方法 あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。 情報伝達に当たって、Ｌアラート（災害情報共有システム）に関しては、災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努める。	➢　防災基本計画の修正
234	（１）～（５）　（略） (新設) （６）　避難所への広報班の派遣 （７）　壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての連絡 （８）　携帯メールや緊急速報メール （９）　ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ放送等への情報提供 (10)　臨時災害放送局の開設 (11)　Ｌアラート（災害情報共有システム）による広報	（１）～（５）　（略） （６）　市町村ホームページ、アプリケーション、ソーシャルメディアによる広報 （７）　避難所への広報班の派遣 （８）　壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての連絡 （９）　携帯メールや緊急速報メール (10)　ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ放送等への情報提供 (11)　臨時災害放送局の開設 (12)　Ｌアラート（災害情報共有システム）による広報	➢　情報伝達手段の多様化

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
239	第３節　防災活動体制 第１・第２　（略） 第３　県の活動 １・２　（略） ３　災害対策本部の運用 （１）　（略） 配備体制の基準・内容等	第３節　防災活動体制 第１・第２　（略） 第３　県の活動 １・２　（略） ３　災害対策本部の運用 （１）　（略） 配備体制の基準・内容等	➢　災害対策警戒配備要領の改正に伴う表の差替え

現行

区分			配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	備考
災害対策警戒配備要領による警戒配備	警戒配備	0号	1　大雨、洪水、高潮（以下「大雨等」という。）の警報が発表されたとき。 2　県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生したとき。 3　大雨等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 4　その他特に部（局）長が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員及び特に関係ある部課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。		1　休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各部で定める配備計画に基づくものとする。 2　警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各部で定める配備計画に基づくものとする。
	特別警戒配備	1号	1　県内に津波注意報が発表されたとき。 2　県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき。 3　県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、被害が発生したとき。 4　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき。ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。 5　蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火速報又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。 6　台風による災害が予想されるとき。	復興・危機管理部の所要人員、関係部（局）の主管課長補佐（総括担当）及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	警戒本部 （本部長：復興・危機管理部長） 警戒本部地方支部 （支部長：地方振興事務所長） 警戒本部地方支部地域部 （地域部長：地方振興事務所地域事務所長）	3　局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。（非常配備（3号）除く） 4　特別警報発表時における特別警報発表地域（大津波警報は沿岸15市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、配備編成計画に基づくものとする。

修正後

区分			配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	会議構成	備考
災害対策警戒配備要領による警戒配備	警戒配備	0号	1　県内に大雨、土砂災害、氾濫、高潮（以下「大雨等」という。）の警報が発表されたとき。 2　県内で震度4（実測値）の地震が観測されたとき。 3　県内に大雨等の注意報が発表され、かつ被害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 4　その他特に部（局）長が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員及び特に関係ある課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。			1　休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各部で定める配備計画に基づくものとする。 2　警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各部で定める配備計画に基づくものとする。
	特別警戒配備	1号	1　県内に大雨等の危険警報が発表されたとき。 2　宮城県に津波注意報が発表されたとき。 3　県内で震度5弱（実測値）の地震が観測されたとき。 4　県内で震度4（実測値）の地震が観測され、被害が発生したとき。 5　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき。ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。 6　栗駒山、鳴子、蔵王山に噴	復興・危機管理部の所要人員、関係課（局）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。また、状況により特別警戒本部の設置に移行で	警戒本部 （本部長：復興・危機管理部長） 警戒本部地方支部 （支部長：地方振興事務所長） 警戒本部地域部 （地域部長：地方振興事	関係部局本部連絡員 関係公所支部連絡員 関係公所地域部連絡員	3　局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。（非常配備（3号）除く） 4　特別警報発表時における特別警報発表地域（大津波警報は沿岸15市町、噴火警

頁	現行（令和7年11月）						修正後						備考
				7 大雨等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 8 その他特に復興・危機管理部長が必要と認めたとき			5 議会事務局、各種委員会の職員は随時各部に応援できるよう態勢を整えておく。 6 大雨等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。(ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない) なお、津波については津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんにかかわらず、本部からの指示により、関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。						火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報(火口周辺)が発表されたとき。 7 県内で台風による被害の発生が予想されるとき。 8 県内に大雨等の警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の発生が予想されるとき、被害が発生したとき又は気象防災速報(※)が発表されたとき。 ※警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著な現象が発生または発生しつつある場合に発表される情報。 9 その他特に復興・危機管理部長が必要と認めたとき。	きる態勢として、警戒本部事務局を置く。	務所地域事務所長)		報(居住地域)は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町)を所管しない地方機関の体制については、本部長の指令により、配備編成計画に基づくものとする。 5 各種委員会の職員は随時各部に応援できるよう態勢を整えておく。 6 大雨等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。(ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない) なお、津波については津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。	
		2号	1 県内に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5強(実測値)を観測する地震が発生したとき。 3 その他特に副知事が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員、関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	特別警戒本部 (本部長:副知事) 特別警戒本部地方支部 (支部長:地方振興事務所長) 特別警戒本部地域部 (地域部長:地方振興事務所地域事務所長)		2号	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5強(実測値)の地震が観測されたとき。 3 その他特に副知事が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員、関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。また、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢として、特別警戒本部事	特別警戒本部 (本部長:副知事) 特別警戒本部地方支部 (支部長:地方振興事務所長) 特別警戒本部地域部 (地域部長:地方振興事務所地域事務所長)	関係部局長 関係公所長 関係公所長		
災害対策本部要綱による非常配備	非常配備	3号	1 県内で震度6弱以上(実測値)を観測する地震が発生したとき。 2 県内に特別警報※が発表されたとき。 3 県内市町村が緊急安全確保を発令したとき。 4 災害が発生した場合、災害が発生するおそれがある場合、又は災害救助法の適用が必要なにおいて知事が必要と認めたとき。 ※暴風、暴風雪、大雨、大雪、火山現象特別警報(噴火警報(居住地域))、津波特別警報(大津波警報)、高潮、波浪	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部 (本部長:宮城県知事) 災害対策本部地方支部 (地方支部長:地方振興事務所長) 災害対策本部地方支部地域部 (地域部長:地方振興事務所地域事務所長)									

頁	現行 （令和7年11月）	修正後							備考
						務局を置く。			また、廃止については、本部からの指示により、関係部（局）を通じて関係地方機関に伝達するものとする。	
		災害対策本部要綱による非常配備	非常配備	3号	1 県内で震度6弱以上（実測値）の地震が観測されたとき。 2 特別警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第5条に規定する特別警報のうち、地震動特別警報※を除く）が県内に発表されたとき。 3 市町村が緊急安全確保を発令したとき。 4 原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく事象が発生したとき。 5 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたとき。 ※ 緊急地震速報（震度6弱以上又は長周期地震動階級4）が特別警報に位置づけられているが、地震動は実測値に従う。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部 （本部長：宮城県知事） 災害対策本部地方支部 （地方支部長：地方振興事務所長） 災害対策本部地域部 （地域部長：地方振興事務所地域事務所長）	本部員 （本部会議） 支部員 （支部会議） 地域部員 （地域部会議）		

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
253	第６節　自衛隊の災害派遣 第１　（略） 第２　災害派遣の基準及び要請の手続き １　要請による派遣 （１）～（３）　（略） （４）　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必用とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。	第６節　自衛隊の災害派遣 第１　（略） 第２　災害派遣の基準及び要請の手続き １　要請による派遣 （１）～（３）　（略） （４）　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、三要件（緊急性、非代替性、公共性）※を総合的に勘案して判断し、やむを得ない事態と認められる場合とする。 ※緊急性　：状況から見て差し迫った必要性があること 非代替性：自衛隊の部隊等が派遣される以外に他に適切な手段がないこと 公共性　：公共の秩序を維持するという観点において妥当性があること	➢　災害派遣３要件を考慮（防衛省意見）
264	第８節　医療救護活動 第１・第２　（略） 第３　医療救護体制・ＤＭＡＴ・医療救護班の派遣・受入れ体制 １　県 （１）　（略） （２）　ＤＭＡＴの派遣 ア～ウ　（略） エ　県は、宮城ＤＭＡＴ運営協議会を設置して、平時から医療救護活動に関する関係機関・団体の協力体制等の確立を図る。 （略）	第８節　医療救護活動 第１・第２　（略） 第３　医療救護体制・ＤＭＡＴ・医療救護班の派遣・受入れ体制 １　県 （１）　（略） （２）　ＤＭＡＴの派遣 ア～ウ　（略） エ　県は、宮城ＤＭＡＴ連絡協議会を設置して、平時から医療救護活動に関する関係機関・団体の協力体制等の確立を図る。	➢　宮城県災害派遣医療チーム（宮城ＤＭＡＴ）運営要綱の改正
265	３　宮城ＤＭＡＴ指定病院 （１）　（略） （２）　宮城ＤＭＡＴ指定病院は、県から「宮城ＤＭＡＴの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、宮城ＤＭＡＴを出動させる。	３　宮城ＤＭＡＴ指定病院 （１）　（略） （２）　宮城ＤＭＡＴ指定病院は、県から「宮城県災害派遣医療チーム（宮城ＤＭＡＴ）の派遣に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、宮城ＤＭＡＴを出動させる。	➢　協定書の改正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
273	第10節　交通・輸送活動 第１　（略） 第２　県の活動 １～３　（略） ４　緊急輸送の要請先 災害の救助、その他公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、緊急輸送の対象となる機関に緊急輸送の協力を要請する。 なお、主な緊急輸送の要請先は次のとおりである。 （１）　東日本旅客鉄道（株）東北本部	第10節　交通・輸送活動 第１　（略） 第２　県の活動 １～３　（略） ４　緊急輸送の要請先 災害の救助、その他公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、緊急輸送の対象となる機関に緊急輸送の協力を要請する。 なお、主な緊急輸送の要請先は次のとおりである。 （１）　東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部	➢　名称変更
286	第12節　避難活動 第１　目的 １　避難の原則 「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。	第12節　避難活動 第１　目的 １　避難の原則 「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。 避難行動は、指定緊急避難場所等に避難する「立退き避難」を基本としつつ、災害ハザードマップ等で安全が確認できる場合に自宅等に留まる「屋内安全確保」、および災害が切迫し安全な立退きが困難な場合にその場で命を守る「緊急安全確保」に分類され、状況に応じて適切な行動を選択するものとする。	➢　避難情報に関するガイドラインに基づく修正
286	２　住民がとるべき避難行動 地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの避難行動をとる。	２　住民がとるべき避難行動 地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの適切な避難行動をとる。避難に遅れ、すでに災害が発生・切迫し安全な移動が困難な場合は、直ちに命を守るための「緊急安全確保」行動をとる。	➢　避難情報に関するガイドラインに基づく修正
287	第２　避難の指示等 １～３　（略） ４　洪水等に係る指示 知事又はその命じた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市町村長に状況を伝え、市町村長は、区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。	第２　避難の指示等 １～３　（略） ４　洪水等に係る指示 知事又はその命じた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市町村長に状況を伝え、市町村長は、区域内において立退き避難が必要と認められる居住者等（必要と認める地域の必要と認める居住者等）に対し、避難指示（避難のための立退き）を指示する。	➢　避難情報に関するガイドラインに基づく修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
287	第３　避難の指示等の内容及び周知 １　市町村は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を市町村地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。 ２　（略）	第３　避難の指示等の内容及び周知 １　市町村は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を市町村地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。また、平時から住民自らが災害リスクを認識し避難行動を計画できるよう、「個別避難計画」や「マイ・タイムライン」、「災害・避難カード」等の作成・普及促進に努める。 ２　（略）	➢　避難情報に関するガイドラインに基づく修正
288	３　避難の措置と周知 （略） （１）　住民等への周知 （略） なお、避難の指示等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉ＦＡＸにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。	３　避難の措置と周知 （略） （１）　住民等への周知 （略） なお、避難の指示等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法（聴覚障害者に対する緊急速報メール、一斉ＦＡＸ、視覚障害者に対する音声情報の多重化、外国人に対する多言語翻訳アプリやWEBサイトの活用等）をそれぞれの特性に応じて確実かつ多様な手段で実施するよう努める。	➢　避難情報に関するガイドラインに基づく修正
290	第５　避難所の開設及び運営 （略） １　（略） ２　避難所の運営 （１）　避難所の管理 ア・イ　（略） ウ　相談窓口の設置 市町村は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。 なお、女性や子供への暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。	第５　避難所の開設及び運営 （略） １　（略） ２　避難所の運営 （１）　避難所の管理 ア・イ　（略） ウ　相談窓口及び意見回収窓口の設置 市町村は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。 なお、女性や子供への暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮するとともに、こども・若者が周囲の大人に遠慮せず相談できる相談窓口及び意見箱等の設置に配慮する。	➢　非常時のこども・若者の意見反映等の手引きに基づく修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
290	（2） 避難所の環境維持 ア （略） イ 健康状態・衛生状態の把握 市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師＿＿＿＿、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態 や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。	（2） 避難所の環境維持 ア （略） イ 健康状態・衛生状態の把握 市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態 や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。	➢ 実態を踏まえた修正
291	（3） 男女共同参画 ア 避難所運営への女性や子育て家庭の参画促進 市町村は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性や子育て家庭の参画を推進するものとする。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	（3） 男女共同参画 ア 避難所運営への女性や子育て家庭の参画促進 市町村は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性や子育て家庭の参画を推進するものとする。あわせて、こども・若者の参画を推進する。	➢ 防災基本計画の修正
293	（新設）	第６ 指定緊急避難場所の開放及び周知 市町村は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所に備えられた衛星電話や監視カメラのほか、無人航空機等の活用により、避難者の把握に努めるものとする。	➢ 防災基本計画の修正
293	第６ 避難情報の発令等による広域避難 第７ 避難長期化への対処 第８ 帰宅困難者対策 第９ 孤立集落の安否確認対策 第10 広域避難者への支援 第11 在宅避難者への支援	第７ 避難情報の発令等による広域避難 第８ 避難長期化への対処 第９ 帰宅困難者対策 第10 孤立集落の安否確認対策 第11 広域避難者への支援 第12 在宅避難者への支援	➢ 号ずれ

頁	現行 （令和7年11月）	修正後	備考
303	第15節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 第１　（略） 第２　高齢者、障害者等への支援活動 災害時には、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。 市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。	第15節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 第１　（略） 第２　高齢者、障害者等への支援活動 災害時には、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。 市町村は、災害時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難行動要支援者本人等の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これを効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。	➢　防災基本計画の修正
	第16節　家庭動物の収容対策 〈主な実施機関〉 （略）、東北地方環境事務所	第16節　家庭動物の収容対策 〈主な実施機関〉 （略）、東北環境局	➢　名称変更
307	第１　（略） 第２　被災地域における動物の保護 １　所有者の確認 飼い主の分からない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。	第１　（略） 第２　被災地域における動物の保護 １　所有者の確認 所有者不明の被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、民間ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。	➢　体裁の修正
307	第３　避難所における動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導　等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。	第３　避難所における動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育に係る指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、被災地における救護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。	➢　体裁の修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
307	第４　仮設住宅における動物の適正な飼育 県は、市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導　等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	第４　仮設住宅における動物の適正な飼育 県は、市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正飼育に係る指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	➢　体裁の修正
312	第17節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 第１～第３　（略） 第４　食料 １～６　（略） ７　他都道府県からの調達 （略） （１）　全国都道府県における災害時等の広域応援　　協定（全国知事会）	第17節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 第１～第３　（略） 第４　食料 １～６　（略） ７　他都道府県からの調達 （略） （１）　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）	➢　正式名称への修正
317	第18節　防疫・保健衛生活動 第１　目的 （略）	第18節　防疫・保健衛生活動 第１　目的 （略） 県は、保健医療福祉調整本部において、保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援等の調整が円滑に行われるよう、国〔厚生労働省〕からの情報提供や助言等を踏まえつつ、必要な措置を講じるものとする。また、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。	➢　防災基本計画に基づく修正
320	第19節　遺体等の捜索・処理・埋葬 第１・第２　（略） 第３　遺体の処理、収容 １～４　（略） ５　県は宮城県葬祭業協同組合及び宮城県ＪＡ葬祭事業運営協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」に基づき、遺体の保管について必要な棺やドライアイス、遺体収納袋等を確保する。	第19節　遺体等の捜索・処理・埋葬 第１・第２　（略） 第３　遺体の処理、収容 １～４　（略） ５　県は宮城県葬祭業協同組合及び宮城県ＪＡ葬祭事業連絡協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」に基づき、遺体の保管について必要な棺やドライアイス、遺体収納袋等を確保する。	➢　文言の修正 ➢　名称変更

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
322	第４　遺体の火葬、埋葬 １～４　（略） ５　市町村は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地又は寺院等に依頼するなど して保管し、身元が判明 次第遺族に引き渡す。	第４　遺体の火葬、埋葬 １～４　（略） ５　市町村は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地又は寺院等に依頼するなど して保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。	➢　体裁の修正
323	第20節　災害廃棄物処理活動 〈主な実施機関〉 （略）、東北地方環境事務所 第１・第２　（略） 第３　処理体制 １～４　（略） ５　県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、他都道府県等に対して応援を求めるほか、東北地方環境事務所に対して支援を要請する。 ６　（略）	第20節　災害廃棄物処理活動 〈主な実施機関〉 （略）、東北環境局 第１・第２　（略） 第３　処理体制 １～４　（略） ５　県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、他都道府県等に対して応援を求めるほか、東北環境局に対して支援を要請する。 ６　（略）	➢　名称変更
324	７　東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的 な支援要請や調整に努める。 （略）	７　東北環境局は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的 な支援要請や調整に努める。 （略）	➢　名称変更

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
335	第24節　公共土木施設等の応急対策 〈主な実施機関〉 （略）、東日本旅客鉄道（株）東北本部	第24節　公共土木施設等の応急対策 〈主な実施機関〉 （略）、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部	➢　名称変更
342	第１～第11　（略） 第12　鉄道施設 １　東日本旅客鉄道（株）東北本部 （１）　災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 ア　仙台支社対策本部 （ア）　本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。 （イ）　副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 （ウ）　班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。 イ　現地対策本部 （ア）　現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。	第１～第11　（略） 第12　鉄道施設 １　東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部 （１）　災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台事業本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 ア　エリア対策本部 （ア）　本部長は仙台事業本部長とし、エリア対策本部の業務を統括する。 （イ）　副本部長は事業本部副本部長、各部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 （ウ）　班長は関係するユニット長、マネージャー等とする。 イ　現地対策本部 （ア）　現地対策本部長は、事業本部長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。	➢　名称変更

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
	第４章　災害復旧・復興対策	**第４章　災害復旧・復興対策**	
382	第２節　生活再建支援 〈主な実施機関〉 県（総務部、復興・危機管理部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部、教育庁）、市町村、東北財務局、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会	第２節　生活再建支援 〈主な実施機関〉 県（総務部、復興・危機管理部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部、教育庁）、市町村、東北管区行政評価局、東北財務局、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会	➢　実施機関の追加
383	第３　罹災証明書の交付 １　（略） ２　県 （略）	第３　罹災証明書の交付 １　（略） ２　県 （略） 住家被害の調査や罹災証明書の交付に関し、被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行う。	➢　防災基本計画の修正
389	第12　雇用対策 １　公共職業安定所の措置 （略） （１）～（４）　（略） （５）　被災事業主に対する労働保険料の特例措置	第12　雇用対策 １　公共職業安定所の措置 （略） （１）～（４）　（略） （５）　被災事業主に対する労働保険料の特例措置の周知	➢　加筆修正
389	第13　相談窓口の設置 県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。	第13　相談窓口の設置 県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。 東北管区行政評価局は、県、市町村及び関係機関と連携して、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動を実施する。	➢　実施機関追加に伴う修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
393	第５節　都市基盤の復興対策 第１　目的 （略） 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。	第５節　都市基盤の復興対策 第１　目的 （略） 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性やこども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。	➢　防災基本計画に基づく修正
393	第２　防災まちづくり １　市町村は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。	第２　防災まちづくり １　市町村は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性やこども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。	➢　防災基本計画の修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
	（新設）	**第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画**	
	（新設）	第１節　総則 第１　推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第５条第２項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 第２　推進地域及び特別強化地域 法第３条の規定により、本県『全域』が推進地域に指定されている。 （令和４年10月３日内閣府告示第99号） 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡大衡村、加美郡色麻町、同郡加美町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町 また、法第９条の規定により、次の地域が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）に指定されている。 （令和４年10月３日内閣府告示第100号） 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町 第３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 本県の地域に係る地震防災に関し、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域	➢　近年の災害対応等を踏まえて、推進計画を第５章に位置付け、推進基本計画と整合を図りながら記載内容の整理を行った。

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
		内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下この章において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１章の「第２節　各機関の役割と業務大綱」の定めるところによる。	
	（新設）	第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「宮城県地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。	➢　同上
	（新設）	第３節　津浪からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第１　津浪からの防護 県又は堤防、水門等の管理者が行う各種整備等を行う。次の方針・計画等については、第２章の「第４節　海岸保全施設等の整備」及び津波編　第２章の「第３節　海岸保全施設等の整備」、津波編　第２章　第24節の「第８　孤立集落対策」の定めるところによる。 １　堤防、水門等の点検方針・計画 ２　堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画 ３　積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するように配慮した対策 ４　水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法 ５　内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災防止措置 ６　津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時離着陸場等の整備の方針及び計画 第２　津波に関する情報の伝達等 次の事項を始めとした津波に関する情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は、第２章の「第16節　情報通信網の整備」及び津波編　第２章の「第15節　津波監視体制、伝達体制の整備」、同「第17節　職員の配備体制」に定めるところによる。 １　県内部及び関係機関相互間の伝達体制 ２　防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制 ３　船舶に対する伝達体制 ４　管轄区域内の被害状況の情報収集体制 ５　防災行政無線の整備等	➢　同上

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
		なお、津波に関する情報伝達に当たって留意すべき事項等は、津波編　第３章　第12節の「第２　津波の警戒」に定めるところによる。 第３　地域住民等の避難行動等 県は、市町村等と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、あらかじめ検討し対策に取り組む。このことについては、津波編　第２章の「第23節　避難対策」の定めるところによる。 なお、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、誘導を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ適切な対応を実施する。 第４　避難場所及び避難所の運営・安全確保 県は、市町村等と協力し、避難場所及び避難所の運営・安全確保に取り組む。このことについては、第２章の「第24節　避難受入れ対策」及び津波編　第２章の「第24節　避難受入れ対策」の定めるところによる。 なお、船舶の避難については、津波編　第２章　第９節の「第２　防災知識の普及、徹底」及び同10節の「第10　訓練及び普及内容」、津波編　第３章の「第12節　避難活動」の定めるところによる。 第５　意識の普及・啓発 県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知を行う。このことについては、津波編　第２章の「第９節　防災知識の普及」の定めるところによる。 第６　消防機関等の活動 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について対策を定める。このことについては、津波編　第２章　第23節の「第７　避難誘導体制の整備」及び同「第９　消防機関等の対応」の定めるところによる。 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。このことについては、津波編　第２章　第23節の「第７　避難誘導体制の整備」の定めるところによる。	

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
		水防管理団体等は、地震が発生した場合、必要な措置を講じる。このことについては、第３章　第３節　第６の「３　水防管理団体等の活動」の定めるところによる。 第７　水道、電気、ガス、通信、放送関係 水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者は、地震及び津波による被害の軽減や二次災害防止等のために必要な措置を講じる。このことについては、第２章の「第８節　ライフライン施設等の予防対策」及び津波編　第２章の「第７節　ライフライン施設等の予防対策」の定めるところによる。 第８　交通 道路における交通規制及び除雪や、海上及び航空、鉄道において実施する措置、乗客等の避難誘導等については、津波編　第３章の「第24節　公共土木施設等の応急対策」の定めるところによる。 第９　県が自ら管理等を行う施設等に関する対策 県は、地震及び津波発生時の応急対策活動において、県が自ら管理等を行う施設等に係る必要な措置を講じる。このことについては、第３章の「第 24 節　公共土木施設等の応急対策」及び津波編　第３章の「第 24 節　公共土木施設等の応急対策」の定めるところによる。 第10　迅速な救助 第３章の「第７節　救急・救助活動」及び津波編　第３章の「第７節　救急・救助活動」の定めるところによる	
	（新設）	第４節　関係者との連携強化の確保に関する事項 第１　資機材、人員等の配備手配 第２章の「第 19 節　相互応援体制の整備」の定めるところによる。 第２　自衛隊の災害派遣 第３章の「第６節　自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。 第３　物資の備蓄・調達 地震編及び津波編の両編において、第２章の「第24節　避難受入れ対策」及び同	➢　同上

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
		「第25節　食料、飲料水及び生活物資の確保」、第３章の「第17節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定めるところによる。	
	（新設）	第５節　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項 第１　北海道・三陸沖後発地震注意情報 １　情報発表条件 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に限り、発表される。 なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表される。 ２　情報発表の流れ 気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後２時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。その後、準備が整い次第、防災庁・気象庁合同記者会見が行われる。 ３　情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容 （１）　同記者会見では、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の説明」が、防災庁から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼び掛け」が行われる。 （２）　防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。 ４　情報に関する留意事項 （１）　「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。 （２）　以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。 ア　この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。 イ　後発地震の発生可能性は、先発地震がの発生から時間が経つほど低くなる。 ウ　後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。 エ　後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大ク	➢　同上

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
		ラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。 オ　統計的には、先発地震を伴わずに大規模地震が突発的に発生することのほうが多く、大地震の前に必ず「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が出るものではない。 カ　最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある内陸直下の地震や、最大クラスの地震より規模は小さいが発生確率が高いMw8クラスの地震等に備える必要がある。 キ　情報発表の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。 ク　すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。 第２　北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、県の災害に関する会議等の設置等 １　北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際には、社会全体として、通常の社会活動をできるだけ維持することに留意しつつ、後発地震に対して注意する措置を講じるものとされている。 北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「北海道・三陸沖後発地震注意情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。 なお、この場合において、県及び市町村は、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。また、伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意するものとし、このことについては、第３章　第１節の「第５　災害情報収集・伝達」及び同「第６　通信・放送手段の確保」の定めるところによる。 （１）　県内部及び関係機関相互間の伝達体制 県は、国からXML電文と防災情報提供システムや一斉通知・調査システム等からのメール配信、既存伝達網のFAX送信等により連絡を受け、市町村に対して、XML電文や防災行政無線、FAX等により情報を伝達する。 （２）　地域住民等に対する伝達体制 県は、地域住民や企業等に対して、記者発表や県ホームページ、防災情報ポータル、アプリケーション等により情報を周知する。	

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
		市町村は、地域住民や企業等に対して、地域防災計画等に基づき、防災行政無線や配信メール、ホームページ等により情報を周知する。 なお、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。また、状況の変化等に応じて、逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を継続して行うよう努める。 ２　県の災害に関する会議等の設置 災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第２章の「第17節　職員の配備体制」及び第３章の「第３節　防災活動体制」の定めるところによる。 第３　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された後の周知 県及び市町村は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。その体制及び周知方法については、第３章の「第２節　災害広報活動」の定めるところによる。 第４　災害応急対策をとるべき期間等 後発地震に対して注意する措置を講じる期間は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から１週間とされている。 県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から１週間、本計画に定める県のとるべき措置を講じるものとする。 第５　県のとるべき措置 県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発表された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。また、県内部における初動体制など、後発地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により職員・施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。	

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
	（新設）	第６節　防災訓練に関する事項 県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年１回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発表された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。 実施する防災訓練の内容、方法等は第２章の「第11節　地震防災訓練の実施」及び津波編　第２章の「第10節　地震・津波防災訓練の実施」の定めるところによる。	➢　同上
	（新設）	第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 第１　県職員等に対する教育 第２章の「第10節　防災知識の普及」の定めるところによる。 第２　地域住民等に対する教育・広報 県は、市町村等と協力し、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施するとともに、市町村等に対し必要な助言を行うものとする。 その実施方法及び内容は第２章の「第10節　防災知識の普及」の定めるところによる。	➢　同上